

宇都宮 SGG クラブ会則

第1条 (名称)

本クラブは宇都宮 SGG クラブという。

第2条 (所在地)

本クラブは事務局を宇都宮市川向町 1-23 宇都宮市観光案内所(JR 宇都宮駅構内)におく。

第3条 (目的)

1. 本クラブは宇都宮市とその周辺地域を訪れる外国人旅行者の言葉の不便をなくし、安心して楽しく旅行ができるよう外国人に対しての接遇を図ることを目的とする。
2. 本クラブは、会員を対象に随時講習会、研修会を開催して、接遇の向上を図るものとする。

第4条 (心得)

活動を行う際、次の点に注意する。

1. 善意通訳制度であるので、外国人旅行者の接遇に伴う報酬は受け取らないこと。活動終了後、可能な限り活動内容をまとめ、情報の収集と本クラブ内での開示に努める。
2. 活動中に生じたトラブル等に関しては原則として本会に於いて自主的に解決すること。

第5条 (会員の資格)

本クラブ会員の資格は、独立法人国際観光振興機構に登録した GWG 及び本クラブが認めた者で、次の各項に該当する者とする。

<正会員>

1. 第3条の目的を理解し、積極的に活動する意欲を有し、且つ時間的に余裕がある者。
2. 外国人旅行者の言葉上の障害や不便を解消させ得る程度の語学力を備えた者。

<賛助会員>

団体及び本クラブの主旨に賛同し協力出来る者を賛助会員とする。

第6条 (組織)

1. 本クラブは、登録された会員をもって組織し、役員若干名をおく。
2. 本クラブを政治的、宗教的及び営利の目的のために利用しない。

第7条 (役員及び任務)

1. 会長 1名 本クラブを代表し、会務を統括する。
副会長 4名以内 会長を補佐し、必要に応じその任務を代行する。
理事 若干名 会長に意見を具申し、クラブの運営にあたる。
会計監査 2名 内部会計監査を行う。
2. 本会の役員は、総会で選出する。
3. 役員の任期は2年とし、再任時には1年とする。任期は総会までとする。
4. 必要に応じて、名誉会長1名と顧問(若干名)をおくことができる。

第8条 (総会)

総会は通常総会及び臨時総会とし、通常総会は毎年1回招集し、次の事項を決議する。

1. 毎年度の事業報告及び決算。
2. 事業計画及び予算。
3. 臨時総会は、会長及び理事が必要と認めたとき、及び会員の半数以上より請求があったときこれを招集する。
4. (定足数)総会は、正会員の3分の1以上の出席がなければ開会することはできない。委任状は出席と同じ扱いとする。

第9条 (役員会)

1. 会長が必要と認めるときに招集する。
2. 本クラブの業務を行う上で、重要と認める事項を検討するときに招集する。
3. 役員会の構成員は会長、副会長、理事とする。会員の参加は任意とするが議決権はない。

第 10 条 (会費)

1. 本クラブの会費は、年 2000 円とする。
2. 本クラブの入会金は、3000 円とする。

第 11 条 (経費)

本クラブの経費は、会費をもって当てる。

1. 実施業務の内容により臨時会費を徴収することができる。
2. 会計年度は毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わる。
3. 予算決算は通常総会で行う。

第 12 条 (入会・脱会)

本クラブに入会する者は、所定の手続きを行い、退会する者は事前にその旨を会に届けなければならない。

第 13 条 (資格の喪失)

本会則を守らない者、特に善意通訳の趣旨を著しく逸脱し、発給証もしくはバッジを悪用する者等、善意通訳の名誉及び信用を著しく傷つけた者、あるいは本会会費を 2 年間納めなかった者は、会員の資格を失う。

第 14 条 (会則の改定)

本会則の改定は、総会の決議によらなくてはならない。

第 15 条 (慶弔規定)

慶弔等に際しては下記に定める規定により行われる。

1. 会員の死亡に際してはご香料を贈る。
2. 金額は 1 万円とする。

第 16 条 (設立年月日)

本会の設立年月日は 1989 年 11 月 28 日とする。

第 17 条 (附則)

本会則に定めるものの他、必要事項は役員会で協議・決定し全会員に通知する。

本会則は 1989 年 11 月 27 日より施行する。

本会則は 1991 年 4 月 20 日に一部改定し施行する。

本会則は 1999 年 4 月 17 日に一部改定し施行する。

本会則は 2003 年 4 月 19 日に一部改定し施行する。

本会則は 2004 年 4 月 24 日に一部改定し施行する。

本会則は 2005 年 4 月 9 日に一部改定し施行する。

本会則は 2017 年 8 月 5 日に一部改定し施行する。

本会則は 2019 年 5 月 18 日に一部改定し施行する。

本会則は 2020 年 9 月 5 日に一部改定し施行する。